日 本 海 新 聞　　令和 8年 10月19日(月)

仕事の疑問 相談室 鳥取労働局

休憩時間中の災害は業務上災害になりますか



Q 会社の同僚が昼休み時間中に、コンビニに弁当を買いに出かけたところ、会社の前の道路でバイクと接触して転倒し、負傷しました。この場合、業務上災害として労災認定されるでしょうか。

A 休憩時間について、労働基準法第34条第3項では、「使用者は、第1項の休憩時間を自由に利用させなければならない」としています。

したがって、休憩時間中、労働者は自由に行動することが許されているわけですから、その間の個々の行為自体は、労働者の私的行為ということが言えます。そのため、その災害が事業場施設またはその管理の状況に起因することが証明されない限り、一般には、私的行為に起因するものと考えられ、業務起因性が認められないことになります。

今回のケースは、会社の同僚の方が休憩時間中に、会社の外へ弁当を買いに行き、その途中で事故に遭ったということですから、この行為自体は、私的行為であると言えます。また、事業場の施設の不備または欠陥が原因となったとは言えないことから、業務起因性が認められることは難しく、業務上災害とは認められません。

なお、休憩時間中の私的行為であっても、用便等の生理的必要行為や作業と関連のある各種の必要行為等は、業務付随行為として業務上災害に認定される場合もあります。

詳しくは、労災保険相談ダイヤルも設置しておりますのでご利用ください。

（ご相談）労災保険相談ダイヤル
0570－006031